

新型コロナウイルス感染症拡大予防に関する対応基本方針

～緊急事態宣言及び休業解除後の学校再開～

令和2年度 県立豊岡聴覚特別支援学校 感染症対策委員会

- ①新型コロナウイルス感染拡大を予防する対策として以下の点を共通理解する。
 ②現段階の指針である。学校再開後、状況に応じて随時検討する。（今後の状況の変化によって、指針変更の必要があるため。）
 ③幼児児童生徒とその家族、教職員について、心身ともに健康であるよう、その安全と安心を第一に考えることを基本とする。
 ★健康管理の徹底 ★不要不急の外出を自粛する。 ★三密を避ける。

活動の場面	基本的事項	具体的方法・配慮事項	共通確認事項
【健康観察】	ア、検温の実施（自宅にて登校前） 登校後、昇降口とバス降車場 イ、感染症疑いの症状有無の確認 本人に発熱、風邪様症状がある場合、受診により「出席停止・忌引」で扱う 警戒レベル2、3の場合（豊岡市に感染が拡大）は家族の症状も同様 ウ、発熱等疑わしい状態が見られたら、登校を控えて家庭で様子を見るよう指示する。 登校後の状態悪化については、保健室感染区域で待機し、速やかに保護者に迎えを依頼する。	・職員と幼児児童生徒はマスク着用を原則とする。適宜フェイスシールドも活用する。 ただし、熱中症が懸念される状況では外してもよい。その場合、できるだけ、距離をとる。 体育等運動の時には、外すほうが望ましい。 ・健康チェック票を継続して検温をする。 (2学期から体調詳細を記録) 登校時、非接触型体温計で検温してから教室にあがる。 ・健康チェック票から体温を「けんこうしらべ」に記入する。 ・体調の悪化や心の相談など、必要な場合は職員の付き添いのもと保健室に来室する。 ・検温等は担当職員と該当幼児児童生徒は別室で行い、必要に応じて保護者迎えを待つ。 ・保護者にもマスク着用の協力を呼びかける。 ・外来者は事務室で非接触型体温計で検温してから入校してもらう。	○感染者や濃厚接触者となった場合は、登校しない。関係機関に連絡をする。出席停止・忌引の日数に記録する。 ○自宅での登校前の検温を実施し、健康状態が普通あるいは良好であると判断された場合に授業等を受けることができる。 ○学年、学部を超えての縦割りの合同授業は感染予防策を講じた上で、行ってもよい。（原則小集団での授業や活動とする） ○保健室や事務室への提出物は、職員が行う。（学年及び学部間の接触を避ける理由から） ○調理室や図書コーナーの利用はしない。本の貸し出しは職員が行う。
【環境整備】 換気と消毒	ア、毎日下校後の、校舎内外のアルコール消毒を実施する。 イ、教室は換気を徹底する。 ウ、1時間に数回の換気の実施。（時間は3～5分程度） エ、登下校時にはアルコールで手指消毒を行う。 〈手指消毒用アルコール設置場所〉 職員玄関、幼児児童生徒昇降口 (2)、1、2、3階男女トイレ洗面所、図書室、音楽室、体育館、ニコニコルーム、聴力測定室、聴能室 寄宿舎玄関、2階ブレイルーム、1階男女洗面所、おやつ室	・消毒時は、健康面に配慮しながらマスク着用や手袋装着をする。 ・アルコールをペーパータオルに塗布して拭き取る。 ・使用した紙は、各所の蓋付きゴミ箱（汚物袋を入れる）に捨てる。 ・業務支援員の業務として決まった時間に校内各所の消毒を行う。 (disk 1 → R2年度 → コロナ対応 → 学校再開に向けた確認事項 → コロナ対応（保健関係）参照)	○教室や活動場所では、適切な間隔をあげ、身体接触のない方法を工夫する。ただし、安全面を優先した介助は省いてはいけない。 ○つば、汗等が飛び散らないよう工夫する。タオル等は個人のを準備し、共用しない。 ○体調の変化等があれば必要に応じて、家庭連絡をとり保護者との情報交換を行う。また、ストレスでメンタル面のコントロールに不具合が生じている場合の相談にのる。
【合同授業】 (朝会・合同自立活動・音楽・体育・総合・中学部：美術、生単、作業・朝の運動など)	ア、できるだけ各クラス単位を基本として授業を計画する。 イ、広い教室では距離をとって活動できるように授業を計画する。 ウ、学部ごとの短時間の集会等は、健康状態や環境を整えた上での安全を確認する。 エ、調理は感染予防をして実施してもよい。 オ、合同自立活動は1学期は実施しない。	・楽器や運動器具などのアルコール等の消毒は担当者の指示に従うこと。（楽器や器具の保護と破損防止のため） ・楽器や運動器具、調理用具等は、共用はしない。 やむを得ず共有する場合は使用の前後に消毒や手洗いを行う。 ・授業の前後に、手洗いとうがいを念入りに行う。 ・教室に入る前に手指消毒を行う。（健康被害のない程度）アルコールが適さない場合は、石鹸を使った丁寧な手洗いをする。 ・幼児児童生徒同士、また教師との社会的距離を保って接する。（マスクやフェイスシールドを着用する）身体接触、密着による支援は極力控えるが、やむを得ない場合は消毒、手洗いをこまめに行う。 ・のり、ハサミなどの道具類は個人用を準備し、共用を避ける。 ・タオル等は個人のを準備し、共用しない。	(disk 1 → R2年度 → コロナ対応 → 学校再開に向けた確認事項 → 教育活動の実施等に関するQ&A、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル参照)

活動の場面	基本的事項	具体的方法・配慮事項	共通確認事項
【公共スペースの使用】 ・1F：プレイルーム、 2F：図書室、ニコニコ ルーム、技術室、理科 室、音楽室、調理室、作 法室、各学習室、寄宿舍 前広場、グラウンド、寄 宿舍：プレイルーム、学 習室、おやつ室等	ア、学年、学部を超えての縦割りの 合同授業は感染予防対策を講じて、 行ってもよい。（小集団での使用は 可能） イ、各クラス単位を基本として授業 を計画する。 エ、広い教室(15人以下の人数を目 安に使用)や教室を分散して授業を 計画する。 オ、休憩時間にも社会的距離を保て るよう教室内の人数等に配慮する。	【教材・道具の使用について】 ・教材や道具等は、使用者が使用後にアルコール 消毒を実施する。 ・原則共用の道具を使用しない。 ・のり、ハサミなどの道具類は個人用を準備し 共用を避ける。 ・タオル等は個人のを準備し、共用しな い。 ・ボールプールは使用をしない。	
【教室間の交流】 ＊必要な場合に限る	ア、学部内でのみ、健康状態に留意 した上で実施可能。ただし、身体接 触をせず短時間で実施のこと。	・活動場所に入る前に、手指消毒を行う。（健 康被害のない程度） ・児童生徒同士、また教師との社会的距離を開 けて接する。（マスク着用） ・原則共用の道具を使用しない。	○感染者や濃厚接触者となった場 合は、登校しない。関係機関に連 絡をする。出席停止・忌引の日数 に記録する。 ○自宅での登校前の検温を実施 し、健康状態が普通あるいは良好 であると判断された場合に授業等 を受けることができる。 ○学年、学部を超えての縦割りの 合同授業は感染予防対策を講じ て、行ってもよい。（原則小集団 での授業や活動とする）
【授業】	・登下校は密集を避ける。保護者や サービスにも車内待機の協力を呼び かける。 ア、少人数のクラス単位で実施す る。 イ、通級指導、教育相談、寄宿舍も 学校の感染防止対策と同様に対応す る。 ウ、校外歩行や近隣の公園等へ出か ける場合、感染予防対策をして実施 してよい。 エ、修学旅行等は感染予防対策をし て実施してよい。 オ、居住地校交流や学校間交流は双 方で相談し、感染予防対策をして実 施してよい。	・座席の配置で社会的距離を保てるように配慮 する。必要に応じて教師はフェイスシールドを 着用する。 【教材・道具の使用について】 ・教材や道具等は、使用前後にアルコール消毒 を実施する。 ・原則共用の道具を使用しない。やむを得ず共 用する場合は使用前後の消毒や手洗いを 行う。 ・のり、ハサミなどの道具類は個人用を準備 し、共用を避ける。 ・タオル等は個人のを準備し、共用しな い。	○保健室や事務室への提出物は、 職員が行う。（学年及び学部間の 接触を避ける理由から） ○調理室や図書コーナーの利用は しない。本の貸し出しは職員が行 う。 ○教室や活動場所では、適切な間 隔をあげ、身体接触のない方法を 工夫する。ただし、安全面を優先 した介助は省いてはいけない。
【給食・調理】	・給食前後の手洗いを する。 ・原則、座席は対面を避け、横の席 にも距離を保てるようにする。やむ を得ない場合は仕切り板を設置す る。 ・分散した場所で給食を提供し、密 集を避ける。 ・食堂では通路を一方通行とし、接 触を減らす。 ア、配膳は各学級で決まった教職員 により少人数で速やかに実施する。 イ、対面での食事介助者は、マスク を着用して介助を行う。 ウ、介助者は、同時に食べない。 要支援の子どもには見守りの職員を 配置する。 エ、喫食時は、前を向いて会話を減 らして食べる。	【給食の配膳について】 ・配膳は学級ごとに決まった職員が衛生状態に 留意して行う。 幼稚部 11:15～ 小学部 11:30～ 中 学部 11:40～ ・幼稚部は教室、中学部は3階調理室に運ぶ。 ・エプロン等の貸し借りをしない。 ・タオル等は個人のを準備し、共用しな い。 ・片づけと使用場所の消毒は学級ごとに教師が 行う。 ・調理実習は道具の共有をせず、個別調理は可 (8/6) (disk1 → R2年度 → コロナ対応 → 学校再開に向 けた確認事項 → コロナ対応 (保健関係) 参照) ・舎食についても同様の対策をする。	○つば、汗等が飛び散らないよう 工夫する。タオル等は個人のを 準備し、共用しない。 ○体調の変化等があれば必要に応 じて、家庭連絡をとり保護者との 情報交換を行う。また、ストレス でメンタル面のコントロールに不 具合が生じている場合の相談にの る。 (disk1 → R2年度 → コロナ対応 → 学校再開に向けた確認事項 → 教育 活動の実施等に関するQ&A、学 校における新型コロナウイルス感染症に 関する衛生管理マニュアル参照)
【その他の活動】 休憩時間の過ごし方	ア、ゲーム的な遊びは、間隔をあけ てする。 イ、おやつは、手洗いうがいを徹底 して行う。	・他者と活動する前後の手洗いうがい、手指 消毒を徹底する。 ・タオル等は個人のを準備し、共用しな い。 ・おやつ時も、給食に準じて対面せずに実施 する。おやつ等は、個包装のものを選び、個別 に配布する。	

活動の場面	基本的事項	具体的方法・配慮事項	共通確認事項
<p>【登下校・スクールバス】 *介助員・運転手に確認 依頼済み</p>	<p>ア、健康観察の徹底。 イ、乗車前の換気実施と、降車後のアルコール消毒の実施。（介助員及び運転手） ウ、乗車時のマスク着用と手指アルコール消毒の徹底。 エ、乗降時の密集を避け、分散の工夫をする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康状態が思わしくない場合又は発熱がある場合は、乗車を見合わせ家庭で静養する。（発熱なしの体調不良については、保護者の送迎で登校可能） ・バスは、常時換気と、停留場所での換気をこまめに実施する。 ・運行中に児童生徒の体調に悪化が見られたら、速やかに学校に連絡し養護教諭の指示をあおぐ。 ・降車後、非接触型体温計で検温してから教室にあがる。 ・保護者やサービスの送迎車の間隔を開け、車内待機で引き渡しをする。 	
<p>【職員の行動について】</p>	<p>ア、マスクの着用。 イ、手洗いうがい咳エチケットの励行。 ウ、手指消毒実施。 エ、対人の間隔をあける。 オ、自身や家族の健康状態を把握して行動する。 カ、集団で過ごす場所の換気を行う。 キ、気付いたところを自主的にアルコール消毒する。 ク、幼児児童生徒、保護者および自身の心のケアに配慮し、必要に応じて相談する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他者と活動する前後の手洗いうがい、手指消毒を徹底する。 ・持ち物等は個人のを準備し、貸し借りをしない。 ・昼食時や休憩時間は、給食時に準じて対面せずに過ごす。密着を避ける。 ・職員室や学部会、学年会の教室等は社会的距離を保つとともに、こまめに換気をする。 ・職員室の机間にシールドを設置する。 ・朝の打合せは参加者を限定し、レジメに沿って学部ごとに報告する。連絡事項はレジメに打ち込み、共有する。 ・職員会議等は数か所に分散して実施する。 ・公私ともに、不要不急の外出は自粛する。 ・体調不良時は休養し、必要に応じて受診して医師等の指示によって必要な対応をとり、感染拡大を防止する。（特別休暇の活用） ・同居家族の体調不良時も同様に対応する。 	